

京都市告示第 216 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 5 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉 4 号線	左京区岩倉花園町 290 番地の 15 地先から 同町 300 番地地先まで	旧	メートル 27.30	メートル 3.85 ~ 5.20
		新	27.30	6.01 ~ 6.09
加茂之荘経 3 号線	左京区松ヶ崎西山 9 番地の 9 地先から 同町 9 番地の 3 地先まで	旧	44.70	4.50 ~ 5.45
		新	44.70	5.49 ~ 6.33

(建設局土木管理部道路明示課)